

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示
 - 銃猟禁止区域の設定
 - 土地改良区の定款の変更の認可
 - 土地改良事業計画の変更の認可
 - 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
 - 土地改良事業計画の換地計画の決定 (四件)
 - 土地改良事業計画の適否の決定 (三件)
 - 土地改良事業の認可 (五件)
 - 基本測量の終了
 - 公共測量の実施
 - 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 告 告
 - 行政書士試験の合格者
 - 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第八百八十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
三朝高原 銃猟禁止 区域	東伯郡三朝町三朝部落地内の県営有料道路三朝高原道路入口を起点とし、同点から県道鳥取鹿野倉吉線を東方に進み、県営小鹿第二発電所を経て同発電所送水鉄管に沿って登り、同送水管が地下トンネルに入る地点に至り、同点から尾山の頂上を見とおした線と余戸部落と砂原部落の境界線が交わる地点に至り、同点から同境界線を南方に進み、三朝ゴルフ場の境界線に至り、同点から同境界線を西方に進み、町道吉尾高橋線に	昭和五十二年十一月八日から昭和五十一年十一月七日まで	二七〇 ヘクタール

至り、同町道を西方に進み、町道栗谷線に至り、同町道を北方に進み、横手部落に至り、同部落から横手橋を経て県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進んで起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第八百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、那家土地改良区の定款の変更を昭和五十二年十一月一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十三号

東伯町土地改良区から申請のあつた土地改良（加勢蛇川地区維持管理）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十四号

大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（北野地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十五号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（原・絹屋地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第二工区営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第四工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、箕蚊屋地区第六工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百九十号

昭和五十二年七月十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(明豊地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十一号

昭和五十二年十月十八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(池田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十二号

昭和五十二年十月十八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(大滝地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十三号

関金町から申請のあつた町営土地改良(堀地区(清水工区)ほ場整備)事

業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十四号

福部村から申請のあつた村営土地改良(海士地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(福島地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(宮原地区農道舗装)事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十七号

境港市から申請のあつた市営土地改良（森岡中野地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二・五分の一基本図修正測量作業）

二 作業地域

境港市、米子市、日南町、溝口町、西伯町、会見町、岸本町、大山町、淀江町、名和町及び日吉津村

三 終了年月日

昭和五十二年十月十五日

鳥取県告示第八百九十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

公共測量（水準測量及び平面測量）

二 作業期間

昭和五十二年十一月八日から昭和五十三年三月三十一日まで

三 作業地域

米子市大谷町、祇園町及び陰田町

鳥取県告示第九百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月十六日 鳥取県指令受審計第百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町福三丁目(一丁区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇番地

エヌ・ケイ・ティ興産株式会社

代表取締役 満倉淳吉

公 告

昭和52年10月20日に実施した昭和52年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和52年11月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

今井 涉	前嶋 昭三	草刈 茂	山田 正	川崎 啓治
権代 雅志	中本 正明	藤井 義規	高岡 繁	徳丸 英敏
山根 弘美				

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催す

る。

昭和52年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

1 開催の日時及び場所

日	時	場	所	受	講	対	象	者
昭和52年11月29日	午後1時から	鳥取警察署会議室		鳥取県内に住所を有する者				

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印